

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年5月及び同年6月並びに58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月及び同年6月
② 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間①について、私が会社を退職した昭和45年5月頃、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、両親が同市役所で国民年金保険料を納付してくれたと思う。父親は年金の重要性を認識しており、加入手続しながら保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②について、私は、B市か、転居後の現在の住所地で納付したかは覚えていないが、当該申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、保険料を未納とした記憶も無いことから、保険料を納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の手帳交付年月日欄には「45.7」と記載されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、国民年金の加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②について、当該申立期間は3か月と短期間であるとともに、上記の国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和54年11月に任意の資格で国民年金に加入し、申立期間の前後の国民年金保険料については現年度納付していることが確認でき、納付可能な当該申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立人は当該申立期間の保険料を納付したものと

みても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社(B社に名称変更し、現在は解散。)における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年2月から同年5月までは90円、同年6月から同年12月までは100円、23年1月から同年7月までは300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から23年8月1日まで

私は、終戦後、会社を退職してC県に帰ったが、昭和20年12月末にD市の叔父宅に姉弟と共に引き取られ、叔父の経営するA社で事務員として結婚するまで勤務していた。申立期間の年金記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の記録により、基礎年金番号に未統合となっている申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、当時の状況について詳細に供述している上、当該被保険者名簿において申立人の弟の被保険者記録も確認できることから、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録においては、昭和22年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は見当たらない。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日に係る記録が見当たらない者が6人確認できるところ、全員の被保険者記録が昭和23年8

月 1 日までであることが確認でき、その後の 24 年 5 月 1 日の標準報酬月額が記録されているのは申立人の弟のみである。

さらに、申立人は、「昭和 23 年 8 月 1 日頃から D 市の親戚宅に 1 週間泊めてもらってから、E 県に行き、婚姻した。」と供述していることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年 8 月 1 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 23 年 8 月 1 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、昭和 22 年 2 月から同年 5 月までは 90 円、同年 6 月から同年 12 月までは 100 円、23 年 1 月から同年 7 月までは 300 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和55年8月及び同年9月は8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月1日から平成元年10月1日まで
A社に勤務していた申立期間の給与支給額と比べ、標準報酬月額が低額となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和55年8月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬額から、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主から回答を得ることができず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 2 月から同年 7 月までの標準報酬月額及び同年 10 月から平成元年 6 月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書から、控除された保険料額及び報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成元年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、A 社の元事業主に照会したが回答は無い上、申立人は給与明細書等を所持しておらず、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から平成4年8月までの期間及び5年3月から6年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から平成4年8月まで
② 平成5年3月から6年6月まで

私は、会社を退職後、父親に勧められ、父親か私自身が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を市役所又は集金人に納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の父親又は申立人自身が国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、市役所又は集金人に納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②当時、居住していたA市の国民年金被保険者名簿には、平成5年4月14日の欄に、申立人及びその妻の年金の加入状況を説明するとともに、「妻が来庁し、新規加入を受付。このままでは、無年金であることを説明。」との記載及び12年1月4日の欄に「本人が来庁し、無年金者となることを了承。」との記載が確認できる上、申立期間①及び②について、A市のマスターチェックリスト及び収納記録リストには国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、申立期間①のうち、昭和59年5月から同年12月までの期間、63年12月から平成2年2月までの期間及び同年10月から4年8月までの期間

並びに申立期間②のうち、6年6月は重複して国民年金保険料を納付することができない厚生年金保険の加入期間であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は会社を退職したので、平成7年4月か同年5月頃、母親が社会保険事務所(当時)で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の振込用紙が送られてきたので、A郵便局で約1万3,000円(月額)の国民年金保険料を納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、平成7年4月か同年5月頃、申立人の母親が社会保険事務所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、郵便局で送られてきた納付書により保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金記録は平成9年1月1日から導入された基礎年金番号により管理されており、申立期間に係る国民年金被保険者期間は、同年8月11日に追加入力されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立期間当時は、国民年金の加入手続きは市町村で行うこととされている上、申立人が所持する年金手帳の交付年月日は平成9年8月11日であることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、上記の国民年金加入手続時点では、申立期間のうち平成7年6月以前は既に時効により、国民年金保険料を納付できず、同年7月から9年3月までは過年度納付によることとなるが、B市の国民年金台帳（納付記録詳細）によると、申立期間は未納とされており、オンライン記録とも一致する。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から12年3月まで
平成9年6月頃、父親が役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、母親が郵送されてきた納付書により、17年頃に最寄りの銀行や郵便局で毎月納付してくれた。保険料は兄の分を含め約3万円だったように聞いているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を平成17年頃に納付書により、毎月納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成9年5月に付番されていることが確認できるものの、申立期間は未納であることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料は、申立人の母親が納付したとする平成17年頃では既に時効により保険料を納付することができない上、申立人の15年12月から17年10月までの保険料は、16年6月23日から17年10月18日までにかけて現年度納付されていることが確認できる。

なお、申立人の兄については、平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料が16年3月26日から17年3月24日までにかけて納付されているが、これは、10年以内に追納することが可能であった申請免除期間に係る保険料の追納記録であることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年11月まで

平成6年*月頃、父親が役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、17年頃に母親が郵送されてきた納付書により、最寄りの銀行や郵便局で毎月納付してくれた。保険料は妹の分を含め約3万円だったように記憶しているので、調査してほしい。

なお、申立期間以前の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料を17年1月から同年3月にかけて振り込んだ領収書が残っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を平成17年頃に納付書により毎月納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の同年4月から9年3月までの免除期間に係る国民年金保険料は、16年3月26日から17年3月24日までにかけて追納されていることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間の国民年金保険料については、免除期間ではないため、申立人が主張する時期では既に時効により納付することができない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から53年6月までの期間及び61年1月から62年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年9月から53年6月まで
② 昭和61年1月から62年8月まで

申立期間①については、亡くなった義母が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、自宅で集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、申立期間②についても、義母が、A市及びB市C地区内の自宅で、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の義母が、A市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、自宅で集金人に国民年金保険料を納付し、申立期間②についても、同義母が、A市及びB市C地区内の自宅で、集金人に保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間はいずれも国民年金に未加入の期間であり、申立人の義母は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月から 12 年 1 月まで

私の年金記録では、申立期間の標準報酬月額が大幅に下がっている。当時の給与明細書や通帳は処分してしまったが、給料が下がった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が大幅に下がっているが、給与が下がった記憶が無い。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に解散しており、申立期間当時の代表取締役の所在も不明である上、オンライン記録により確認できる、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚3人に対し照会を行ったものの、回答は得られず、申立人の給与からの控除について具体的な証言を得ることができない。

また、オンライン記録によると、上記3人の標準報酬月額についても、申立人と同時期から下がっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、A社の厚生年金保険被保険者記録を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 16 日から 57 年 4 月 16 日まで

私は、昭和 56 年 5 月から 57 年 10 月までの間、A 社（現在は B 社）に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 5 月から 57 年 10 月までの期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した 14 人のうち、連絡先が判明した 5 人に対して照会したところ、全員から回答があったものの、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

また、B 社は、「当時の資料は保管されていないものの、申立人と同時期に勤務を開始した職員によると、申立人の希望により勤務開始当初からは厚生年金保険に加入していなかったとしている。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における被保険者資格の取得日（昭和 57 年 4 月 16 日）はオンライン記録と一致している上、公共職業安定所は、「申立期間については雇用保険の被保険者記録は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。